

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十九年七月二十七日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 通知を受けるべき者

住 所	関係人氏名
広島県広島市中区鉄砲町八番一五号	アイ・ティー・ピー株式会社

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

県道温品二葉の里線新設工事（有料道路名「広島高速五号線」新設工事・広島県広島市東区中山西二丁目地内から同区二葉の里二丁目地内まで）に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地 番	地 目		地 積 (m ²)	使用しようとする土地の面積 (m ²)
		公簿	現況		
広島県 広島市 東区二 葉の里 二丁目	一五八三 番三二	公衆用道路	公衆用道路	一、二四四	一〇九・八〇
				—	※

※ 所有者が所在不明となつてゐる隣接地番との境界が確認できないことから、実測面積の確定が不可能であるため記載しない。

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十九年八月十七日にその通知があつたものとみなされます。